

酒税法に基づく納税証明書(酒類製造・販売業免許申請用)申請場所

名称	所在地	電話
新長田合同庁舎 市税の窓口 (新長田合同庁舎2階)	〒653-8762 長田区二葉町5-1-32-2階	078-647-9530
東灘市税の窓口(区役所3F)	〒658-8570 東灘区住吉東町5-2-1	
灘市税の窓口(区役所1F)	〒657-8570 灘区桜口町4-2-1	
中央市税の窓口(区役所7F)	〒651-8570 中央区東町115番地	
兵庫区役所 市民課窓口(区役所3F) ※	〒652-8570 兵庫区荒田町1-21-1	
北市税の窓口(区役所5F)	〒651-1195 北区鈴蘭台北町1-9-1	
北神区役所 市民課窓口(区役所4F) ※	〒651-1302 北区藤原台中町1-2-1	
長田市税の窓口(区役所4F)	〒653-8570 長田区北町3-4-3	
須磨市税の窓口(区役所1F)	〒654-8570 須磨区大黒町4-1-1	
垂水市税の窓口(区役所2F)	〒655-8570 垂水区日向1-5-1	
西市税の窓口(新庁舎1F)	〒651-2295 西区糀台5丁目4番地の1	

※兵庫・北神区役所では、令和4年4月1日から、市民課で納税証明書の発行を行っています。

納付後約3週間以内に申請される場合は、兵庫・北神区役所市民課窓口、サービスコーナーでは発行できません。お急ぎの場合は、新長田合同庁舎もしくは近隣の市税の窓口へお越しください。

その際は、金融機関・コンビニの窓口で納付の上、領収証書を収納確認のためお持ちください。

口座振替をご利用の方は、記帳した通帳をお持ちください。